

三次市教育委員会議案第 15 号

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 20 年 6 月 12 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育委員会組織規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「，室」を「，課」に改める。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（課の設置）

第 4 条 前条に規定する課の内部組織は，次の表に掲げるとおりとする。

課名	係・チーム名
教育企画課	教育企画係
学校教育課	学力向上チーム
	学校教育係
社会教育課	社会教育係

（分掌事務）

第 5 条 前条に規定する課の分掌事務は，次の表に掲げるとおりとする。

課名	係・チーム名	分掌事務
教育企画課	教育企画係	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育委員会の所属職員(市費支弁の者)の任免に関すること。 (3) 条例，規則，訓令の制定又は改廃に関する

		<p>こと。</p> <p>(4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(5) 教育目的のための基本財産及び積立金に関すること。</p> <p>(6) 公告式に関すること。</p> <p>(7) 陳情・請願に関すること。</p> <p>(8) 公印の看守に関すること。</p> <p>(9) 文書の收受及び保管に関すること。</p> <p>(10) 寄附金に関すること。</p> <p>(11) 奨学金に関すること。</p> <p>(12) 教育財産の取得及び管理に関すること。</p> <p>(13) 学校その他教育施設の営繕(大規模なものを除く。)及び保守に関すること。</p> <p>(14) 学校給食及び食育教育に関すること。</p> <p>(15) 情報の発信に関すること。</p> <p>(16) 教育行事に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p>
学校教育課	学力向上チーム	<p>(1) 学力向上対策に関すること。</p> <p>(2) 学力検査に関すること。</p> <p>(3) 教育プランの策定に関すること。</p> <p>(4) 学校経営計画及び学習指導に関すること。</p> <p>(5) 学校訪問指導に関すること。</p> <p>(6) 情報教育，国際理解教育に関すること。</p> <p>(7) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(8) 不登校の児童生徒に関すること。</p> <p>(9) 教育課程及び学習指導に関すること。</p> <p>(10) 生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(11) 教科書，教科用図書及びその他教材に関すること。</p> <p>(12) 就学指導委員会に関すること。</p> <p>(13) 教育相談に関すること。</p>
	学校教育係	<p>(1) 学校改革に関すること。</p> <p>(2) 児童生徒の就学及び学級編制に関すること。</p> <p>(3) 就学援助，就学奨励に関すること。</p> <p>(4) 通学区域に関すること。</p> <p>(5) 教職員(市費支弁の者を除く。)の人事，給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>(6) 教職員のサービスの監督に関すること。</p> <p>(7) 学校配分予算の管理に関すること。</p> <p>(8) 教材及び教具の整備に関すること。</p> <p>(9) 校長会・教頭会に関すること。</p> <p>(10) 学校保健及び健康教育に関すること。</p> <p>(11) 教育研究団体に関すること。</p> <p>(12) 学校評議員に関すること。</p>

		(13) 課の庶務に関すること。
社会教育課	社会教育係	(1) 社会教育の推進に関すること。 (2) 社会教育及び体育施設の管理及び運営に関すること。 (3) 社会教育委員に関すること。 (4) 図書館に関すること。 (5) 文化財の保護に関すること。 (6) 文化財保護委員会に関すること。 (7) 体育団体の育成指導に関すること。 (8) レクリエーションに関すること。 (9) 生涯スポーツの振興に関すること。 (10) 競技スポーツの振興に関すること。 (11) 体育指導委員に関すること。 (12) 児童生徒の体力づくりに関すること。 (13) 課の庶務に関すること。

第5条の2（見出しを含む。）中「マネージメントチーム」を「調整係」に改め、同条第2項第4号中「室長会議」を「課長会議」に改める。

第11条第1項中「，室に室長」を「，課に課長」に、「室長等」を「課長等」に改め、同条第2項中「，グループにマネージャー」を「，係に係長」に改める。

第12条第2項中「室長等」を「課長等」に改め、同条第3項中「グループマネージャー」を「係長」に、「グループ」を「係」に改める。

第13条中「，室等」を「，課等」に改める。

第14条中「その主管室」を「その主管課」に改め、同条の表中

「

主管室

」を

「

主管課

」に，

「

社会教育室

」を

「

社会教育課

」に改める。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。